

## 令和2年度青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務企画提案公募要領

### 1 担当部署

青森県立美術館 舞台芸術企画課  
〒038-0021 青森県青森市安田字近野 185  
TEL : 017-783-5243 / FAX : 017-783-5244

### 2 業務名

令和2年度青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務

### 3 業務概要

#### (1) 目的

青森県立美術館は2006年の開館以来、演劇、音楽、ダンス、映画などの美術以外の芸術を体感できる美術館としての特色を国内外に発信してきている。令和2年度に実施を計画している美術館舞台芸術事業において、より質の高い事業実施のため、作品の制作・演出分野の業務を外部に委託することにより、美術以外の芸術を体感できる美術館としての特色をより一層発信していくことを目的とする。

#### (2) 採用者数、予算上限

1者 4,417千円以内（消費税及び地方消費税含む）

#### (3) 契約期間

契約の日から令和3年3月31日（水）

### 4 業務内容

企画提案公募仕様書のとおり

### 5 企画提案公募への参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 青森県内に本店、支店または営業所等を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

### 6 参加表明書

本企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

#### (1) 参加表明に必要な書類及び注意事項

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 参加企業・団体概要（様式2）
  - ・様式で示されている各項目について記入すること。
  - ・「事業内容」、「企業・団体の特徴」の項目は、簡潔に記入すること。
- ③ その他
  - ・用紙は日本工業規格A4とし、左上端をクリップにより仮綴じし、ページを付するものとする。

#### (2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和2年4月24日（金）17時00分
- ② 提出先 「1 担当部署」に同じ
- ③ 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）または郵送により行うこと。上記提出期間内に必着とし、郵送の場合、郵送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす。

#### (3) 参加資格の可否及び喪失

参加表明書を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。  
ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ① 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- ② 本手続きの期間中に、上記「5 企画提案公募への参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 質問の受付及び回答

- ① 受付期限 令和2年4月24日(金)17時00分
- ② 受付場所 「1 担当部署」に同じ
- ③ 提出様式 質問書(様式3)を用いるものとする。
- ④ 提出方法 FAXにより行うこと。(着信を確認すること。)
- ⑤ 回 答 令和2年5月1日(金)までに、参加表明書提出者に電子メールにより回答する。(受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。)

## 7 企画提案書

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。なお、様式は任意で日本工業規格A4又はA3サイズ(折り込むこと)を基本とし、ページを付すものとする。

また、提出書類は、審査のために使用する。提出された書類は返却しない。

(1) 企画提案書の作成

- ① 「青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務企画提案公募仕様書」に基づき作成すること。
- ② 企画提案書には必要事項を記載すること。
  - a 実施体制及びスケジュール  
(実施体制については、本業務を実施する場合の業務責任者及び舞台芸術事業担当者(演出家)について、職・氏名、年齢、経験年数及び業務実績について明記すること。)
  - b 令和2年度青森県立美術館舞台芸術企画課事業におけるプロモーション企画例
    - (a) ドラマリーディングクラブ定期公演
      - ・演目案
      - ・出演者数
      - ・演出案(音楽、画像、照明等) 等
    - (b) 「音楽劇アレコ」(令和3年度開催予定)及び「音楽劇アレコ」プレコンサート(令和2年度開催予定)
      - ・ストーリー
      - ・出演者、配役、人数案等
      - ・アレコホール活用案 等
  - c 上記bの実施スケジュール
  - d 自社・団体で実施する強み、メリット等
  - e 窓口担当者の職・氏名及び連絡先

(2) 提出物

- ① 企画提案書
- ② 経費見積書
  - ・事業の企画、実施のために演出家を派遣するため要する経費について、積算根拠が分かるように、具体的に記載すること。演出家の派遣に要する経費には、報酬、脚本等の執筆料、演出料、県立美術館までの交通費、法人の事務手数料等を含むこと。
  - ・本見積書には、仕様書「3 業務内容」に記載された令和2年度の舞台芸術事業を実施するための経費は含まないこと。
  - ・本要領3(2)の予算上限額に基づくこと。
- ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和2年5月8日(金)17時00分
- ② 提出先 「1 担当部署」に同じ
- ③ 提出部数 10部
- ④ 提出方法 持参(土、日、祝日を除く。)または郵送により行うこと。上記提出期間内に必着とし、郵送の場合、郵送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす。

## 8 企画提案の辞退

参加表明書提出後、提案を辞退する場合には、速やかに提案辞退届（様式任意）を提出すること。

- ① 提出先 「1 担当部署」に同じ
- ② 提出方法 持参（土、日、祝日を除く）または郵送により行うこと（着信を確認すること）。

## 9 審査方法及び審査基準

- (1) 日時・場所  
令和2年5月13日（水）～5月15日（金）12時・各執務室
- (2) 審査方法  
審査は書面審査とし、各審査員の評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とする。評価項目や配点については、別紙「青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務企画提案公募審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査結果の発表  
審査結果は、審査後速やかに通知する。  
なお、審査結果についての質問は受け付けない。

## 10 契約予定者との手続き

- (1) 企画提案書が選定された者は業務受託予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。
- (2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (3) 委託業務の実施に関して、業務委託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議のうえ決定する。

## 11 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に関し、要した費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。
- (5) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (6) 令和2年度の委託業務を受託者が完了し、美術館が検査において合格と認め、双方が合意した場合には、令和3年度においても、美術館は受託事業者を「青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務」の業務受託予定者として協議できることとする。